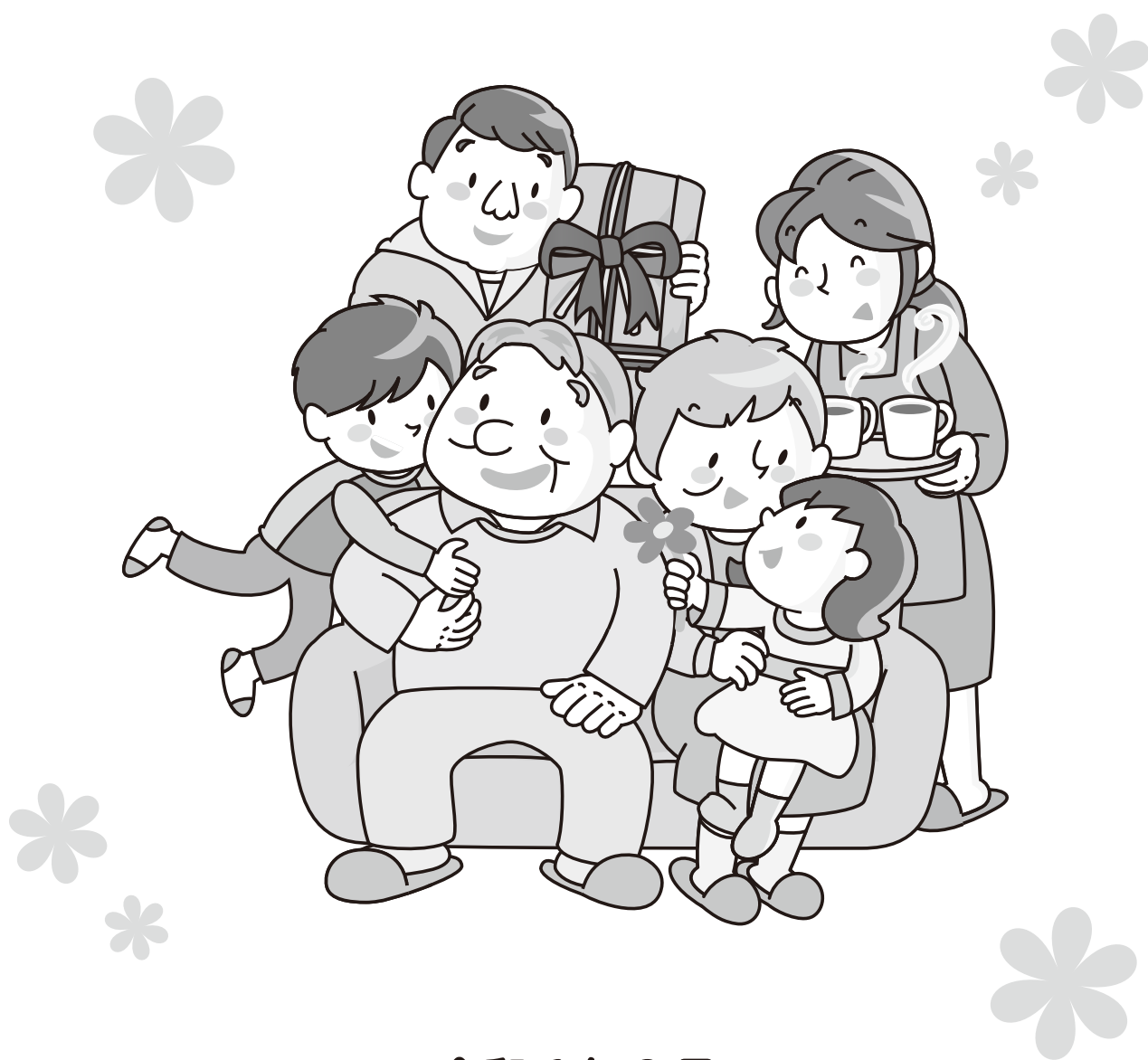


雄武町

第 10 期高齢者保健福祉計画

・ 第 9 期介護保険事業計画



令和 6 年 3 月

雄武町

1 計画策定にあたって

1 計画策定の背景の背景と趣旨

平成 12 年に、介護を社会全体で支えることを目的に創設された介護保険制度も、いよいよ団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）が計画期間となる第 9 期計画（令和 6 年度～令和 8 年度）となります。

高齢者にとっては、要介護状態にならず健康寿命を延伸し、いつまでも元気に自分らしく住み慣れた地域で生活していくことが重要です。また、2025 年（令和 7 年）には、認知症数も全国で 700 万人に達すると予測も出ており、令和 5 年 6 月には、『共生社会の実現を推進するための認知症基本法』が成立するなど、認知症対策も喫緊の課題となっています。

第 8 期計画の計画期間が令和 5 年度で最終年度となることから、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進の充実をめざした次期計画となる第 9 期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

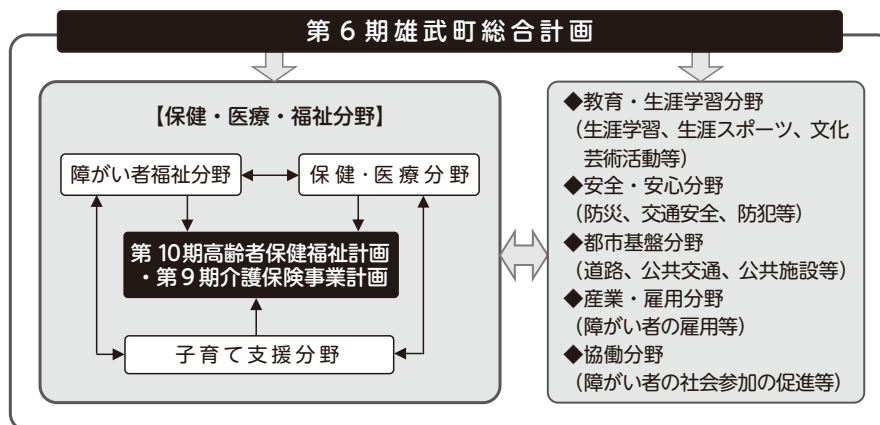
本計画は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図ることを目的として、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に定めたものです。

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき策定する計画です。

また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第 117 条の規定に基づき策定する計画です。

(2) 他計画との関係

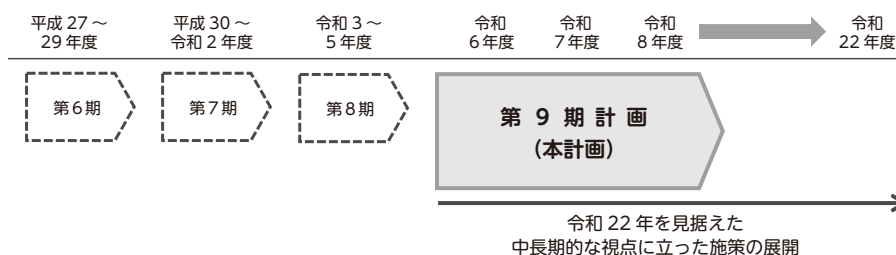
本計画は、「第 6 期雄武町総合計画」（平成 30～令和 9 年度）をはじめとする町政の各分野で定めている計画や、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」をはじめとする道の関連計画との整合を図りながら策定します。



3 計画期間

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年計画です。

なお、国や道による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

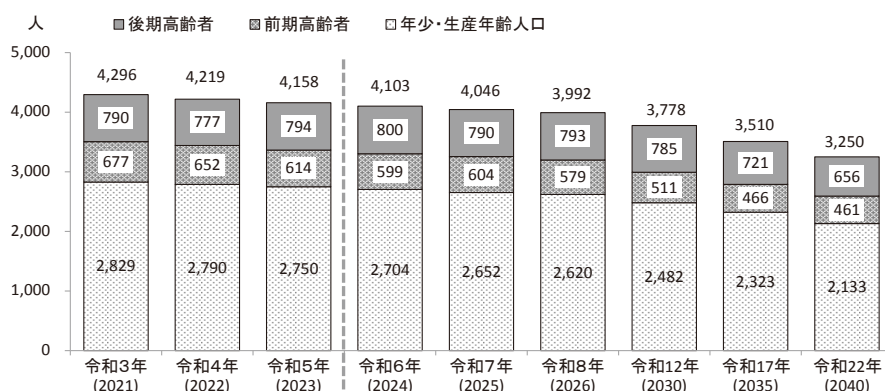


2 高齢者を取り巻く現状と今後の推計

1 人口・高齢化率

近年における本町の総人口は微減傾向が続いており、令和5年10月1日現在、4,158人となっています。今後の人口推計においても微減傾向が続き、令和8年では3,992人、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には3,250人と推計されています。

人口の推移と推計



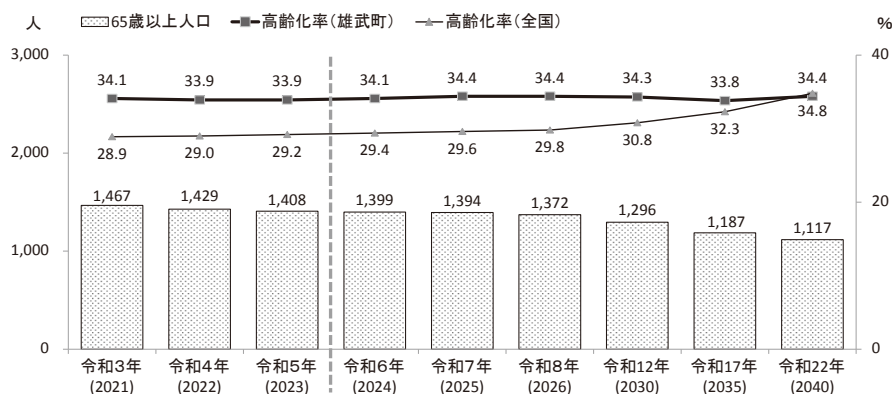
※実績値(令和3年度～令和5年度)は、住民基本台帳(各年10月1日現在)

※推計値(令和6年度以降)は、コーホート変化率法*による推計

*「コーホート変化率法」:各コーホート(同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

高齢化率は、令和3年以降全国を約5ポイント前後上回って推移していますが、今後は総人口と同様に高齢者数も減少していくことから、高齢化率は横ばいで推移し、全国の高齢化率との差も徐々になくなり、令和22年には34.4%と全国の高齢化率34.8%を下回ることが見込まれます。

高齢化率の推移と推計

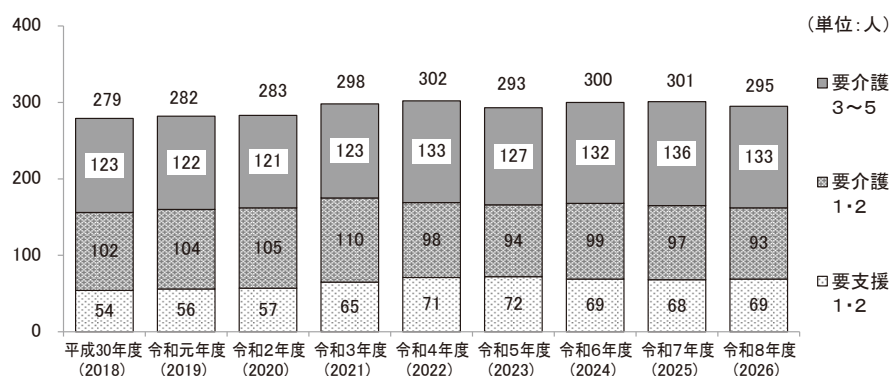


※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年(2023)推計)

2 要介護認定者数

本町の要介護認定者数は、平成30年度以降も微増傾向が続いていますが、第9期計画期間である令和6～8年度は各年度300人前後で推移すると見込まれます。

要介護認定者数の推移と推計



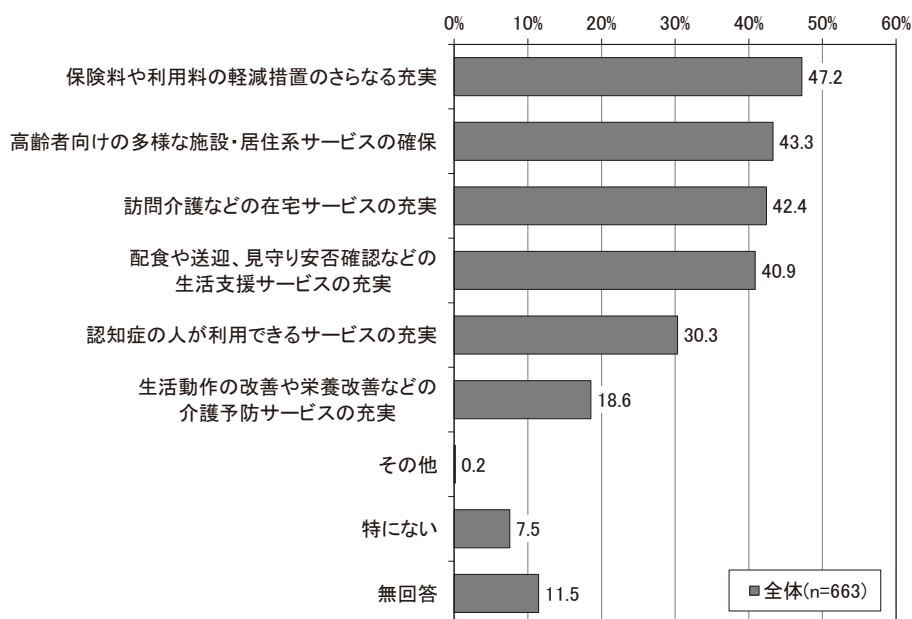
※実績値(令和3年度～令和5年度)は、住民基本台帳(各年10月1日現在)

※推計値(令和6年度以降)は、コーホート変化率法による推計

3 アンケート調査の主な結果

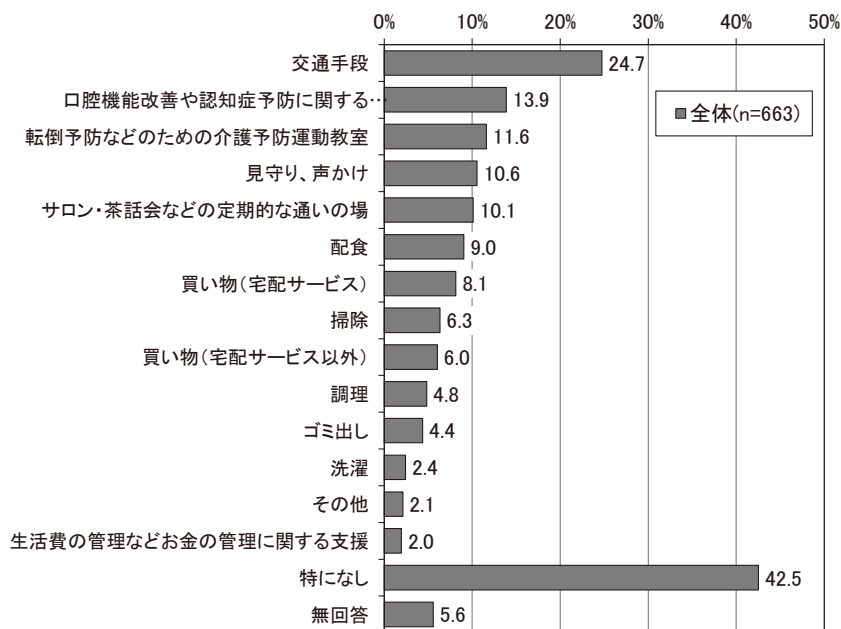
1 重点を置くべき介護施策

重点を置くべき介護施策については、「保険料や利用料の軽減措置のさらなる充実」が47.2%と最も高く、次いで「高齢者向けの多様な施設・居住系サービスの確保」(43.3%)、「訪問介護などの在宅サービスの充実」(42.4%)、「配食や送迎、見守り安否確認などの生活支援サービスの充実」(40.9%)、「認知症の人が利用できるサービスの充実」(30.3%)、「生活動作の改善や栄養改善などの介護予防サービスの充実」(18.6%)、「その他」(0.2%)、「特になし」(7.5%)、「無回答」(11.5%)となっています。



2 実施・充実してほしいサービス

実施・充実してほしいサービスについては、「交通手段」が24.7%と最も高く、次いで「口腔機能改善や認知症予防に関する介護予防の講座」(13.9%)、「転倒予防などのための介護予防運動教室」(11.6%)、「見守り、声かけ」(10.6%)、「サロン・茶話会などの定期的な通いの場」(10.1%)、「配食」(9.0%)、「買い物(宅配サービス)」(8.1%)、「掃除」(6.3%)、「買い物(宅配サービス以外)」(6.0%)、「調理」(4.8%)、「ゴミ出し」(4.4%)、「洗濯」(2.4%)、「その他」(2.1%)、「生活費の管理などお金の管理に関する支援」(2.0%)、「特になし」(42.5%)、「無回答」(5.6%)となっています。



4 計画の基本的方向

1 基本理念

本町の第8期計画(令和3年度～令和5年度)では、基本理念を『やさしさと生きがいにあふれるまち 雄武』と定め、支えが必要な人を、地域住民のやさしさあふれる「自助」、「共助」の取り組みと、きめ細かな相談・調整と多職種協働の公的サービスによる「公助」によって支え、生きがいを持っていつまでも安心して暮らせる「地域包括ケア」のまちづくりを進めてきました。

本計画は、この基本理念を継承し、引き続き「自助」、「共助」、「公助」による取り組みを推進していくこととします。

■基本理念■

やさしさと生きがいにあふれるまち 雄武

2 基本目標

基本目標 1 安心介護のまち・雄武

身近な地域で、介護や医療的ケアが必要な在宅の高齢者が安心して暮らしていけるよう、事業所における人材確保や経営安定化の促進、サービス基盤整備の誘導を図ります。また、「地域包括ケア」を一層強化するため、包括的な相談支援、権利擁護、多様な認知症施策などを推進していきます。

基本目標 2 健やかに暮らせるまち・雄武

住民の健康寿命の延伸を図るためには、生活習慣病などの疾病予防や早期発見・治療と併せて、寝たきり、認知症など要介護状態への移行予防を推進していくことが重要です。

そのため、運動と栄養の2つの柱で、介護予防・日常生活支援総合事業を推進するとともに、住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、地域住民による自主的、主体的な健康づくり活動を実践できるよう「通いの場」を推進します。

基本目標 3 いきいきと活動し、みんなで支えあうまち・雄武

高齢者が安心して、心身ともにいきいきとした暮らしを送れるようにするためには、高齢者自身が趣味の活動や学習、スポーツ、地域活動に参加したり、様々な世代の人達と交流するなど、地域社会に積極的に参加し、生きがいを持つことが大切であることから、高齢者が多様な場に社会参加できるまちづくりを推進します。

一方、高齢者の安全で快適な生活の確保は、本町にとって大きな課題です。買い物支援、交通手段の確保など、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯・交通安全対策の充実に努めます。

また、高齢者を地域で支えるためには、福祉教育やボランティアの育成が重要なため、社会福祉協議会、学校、地域など様々な場で、意識の啓発や活動の促進、人材の育成に努め、支えあうまちづくりを推進します。

3 施策体系

基本理念を達成するため、3つの基本目標と各目標に基づく基本施策を定めます。

安心介護のまち・雄武
基本目標 1

基本施策 1 地域包括ケアの推進

- (1) 地域包括ケアのネットワークづくり
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 地域医療の充実

基本施策 2 介護サービスの充実

- (1) 居宅介護サービスの充実
- (2) 施設・居住系サービスの充実
- (3) 介護保険事業の円滑な運営

健やかに暮らせるまち・雄武
基本目標 2

基本施策 1 疾病予防・健康づくりの推進

- (1) 疾病予防の推進
- (2) 健康づくり活動の促進

基本施策 2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- (2) 一般介護予防事業の推進

いきいきと活動し、みんなで支えあうまち・雄武
基本目標 3

基本施策 1 社会参加の促進

- (1) 交流活動の促進
- (2) 就労対策の促進

基本施策 2 安全で快適な生活の確保

- (1) 人にやさしいまちづくりの推進
- (2) 安全なまちづくりの推進

基本施策 3 支えあうまちづくりの推進

- (1) 地域共生社会づくりの推進
- (2) 福祉事業の推進

4 所得段階と介護保険料

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料は、介護保険給付費の見込み等をもとに、3年ごとに決定します。近年、介護保険給付費が増加傾向にあることから、介護保険料は、基準額である所得段階「第5段階」の方で、年額73,200円（月額6,100円）となります。また、第5段階を基準額とし、所得により基準額に乗率0.455～2.4倍の13段階に分かれます。

皆様から納めていただいた介護保険料は、主に雄武町内にある介護施設（介護老人福祉施設雄愛園、介護老人保健施設ハマナス）の介護サービス費に充て、他には、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の介護サービス費に充てます。

第1号被保険者の介護保険料の見込み

段階	6年度被保険者数	被保険者構成比	月額保険料	年額保険料	保険料の乗率	対 象
1段階	230	16.4%	2,775	33,300	0.455	世帯全員が市町村民税非課税及び合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下
2段階	230	16.4%	4,178	50,100	0.685	世帯全員が市町村民税非課税及び合計所得と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下
3段階	140	10.0%	4,209	50,500	0.69	世帯全員が市町村民税非課税及び合計所得と課税年金収入額の合計が120万円超
4段階	96	6.9%	5,490	65,800	0.9	世帯課税で本人非課税及び合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下
5段階 (基準)	160	11.4%	6,100	73,200	1.0	世帯課税で本人非課税及び合計所得と課税年金収入額の合計が80万円超
6段階	175	12.5%	7,320	87,800	1.2	本人課税で合計所得が120万円未満
7段階	145	10.4%	7,930	95,100	1.3	本人課税で合計所得が120万円以上210万円未満
8段階	86	6.1%	9,150	109,800	1.5	本人課税で合計所得が210万円以上320万円未満
9段階	41	2.9%	10,370	124,400	1.7	本人課税で合計所得が320万円以上420万円未満
10段階	23	1.6%	11,590	139,000	1.9	本人課税で合計所得が420万円以上520万円未満
11段階	15	1.1%	12,810	153,700	2.1	本人課税で合計所得が520万円以上620万円未満
12段階	7	0.5%	14,030	168,300	2.3	本人課税で合計所得が620万円以上720万円未満
13段階	51	3.8%	14,640	175,600	2.4	本人課税で合計所得が720万円以上
計	1,399	100.0%				

※所得段階別被保険者構成比は、3年間変わらないものと仮定して推計を行っている。

※年額保険料は、月額保険料を12倍し、100円未満の端数を切り捨てたものとしている。



4 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画は、高齢者の生活全般に係る計画であり、介護・福祉・保健・医療・教育・生活環境等と多岐の分野にわたるため、関係課、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ計画的な推進を図ります。

分野横断的な庁内の推進体制により、計画の推進状況の管理と情報の共有化を図り、各所管の責任や役割を認識し、全庁的な取り組みを進めます。

2 評価・点検の手法

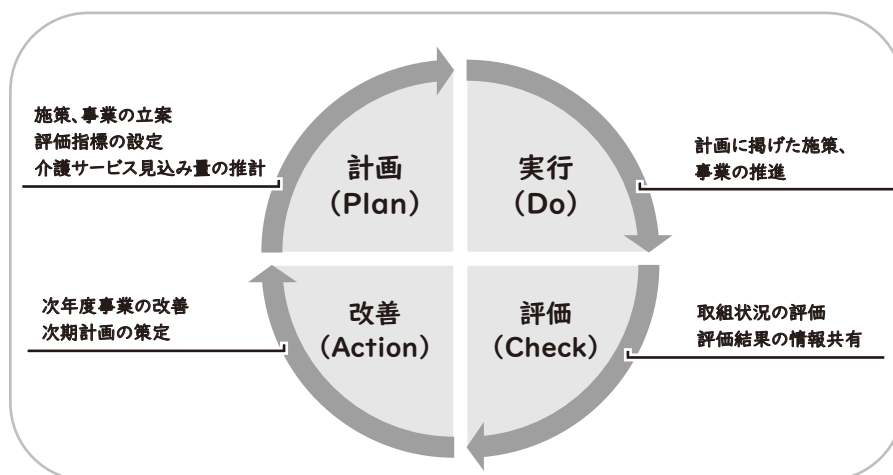
本計画に掲げた施策について、統計資料などにより、サービス利用の状況や財政の状況などを定期的に確認し、進捗状況の把握に努めます。

また、事業の質的な評価を行っていただけるよう、住民・団体・事業者の意見・要望・評価などの定期的な収集・整理に努めます。

これらの情報をもとに、本計画に掲げた施策や評価指標のPDCAサイクルによる進行管理を行い、次年度事業の実施計画の立案や実施方法の改善に活かしていきます。

また、評価・点検事項は、介護保険運営協議会などに報告し、有識者、事業者、被保険者などの協力を得ながら、幅広い視点からの評価・点検に努めます。

PDCAサイクルによる計画の進行管理



雄武町

第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

発行：雄武町

企画・編集：福祉給付課

〒098-1792 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地

TEL：0158-84-2023 FAX：0158-84-4497

E-mail fukushikyu@town.oumu.hokkaido.jp